

兵庫県立大学地域ケア開発研究所規程

(設置)

第1条 看護学に関する実践研究を行うため、地域ケア開発研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(業務)

第2条 研究所は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域ケアに関する実践研究及びケアシステム開発研究に関すること。
- (2) 看護者等に対する教育及び研究支援に関すること。
- (3) 特定のテーマについて共同で行う調査研究に関すること。
- (4) 官公庁及び団体等の依頼に係る調査研究に関すること。
- (5) 他の大学、研究機関及び保健医療福祉機関等との研究交流の推進に関すること。
- (6) 研究成果の発表及び刊行に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域ケア開発研究所の運営に関すること。

(所長)

第3条 研究所に、研究所長（以下「所長」という。）を置く。

- 2 所長は、学長の命を受け、研究所の業務を掌理する。

(運営委員会)

第4条 研究所の円滑な運営を行うため、兵庫県立大学教授会規程（平成25年兵庫県立大学規程第78号）第2条第2項に規定する委員会として、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第5条 この規程の定めるもののほか、研究所の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。